証券コード　6187
平成29年６月５日

株　主　各　位

東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯ
代表取締役社長　長谷川　敦弥

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月19日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月20日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区麹町一丁目７番 ＦＭセンター２Ｆ
ＴＯＫＹＯ ＦＭホール
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
３．目的事項
報告事項　第12期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
４．招集にあたっての決定事項
　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。
　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://litalico.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府や日銀による経済・金融政策等の効果により、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかし、新興国をはじめとした海外経済の下振れリスクや、英国の欧州連合（EU）離脱等の影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては、発達障害児等の特別な支援が必要な児童に対して、担当する教員を安定的に配置することを一つの柱とする義務教育標準法の改正法案が閣議決定されるなど、我が国政府は少子化対策の一環として、発達障害児支援も重点項目として取り上げております。

また、障害者の就労分野においては、平成30年度より法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることで、法定雇用率が引き上げられる流れもあり、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

このような外部環境の変化を考慮し、当社は当事業年度において、長期的な利益の安定成長を実現するため、障害者（主に成人）の就労を支援するLITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善等と併せ、発達障害児を対象としたLITALICOジュニアへの投資を強化しております。具体的には当事業年度の新規開設数は、就労移行支援事業６拠点、児童発達支援事業６拠点、放課後等デイサービス事業12拠点、その他（LITALICOワンダー事業）１拠点となりました。

なお、当社は、平成28年８月に、お客様にサービスの安心感を伝えるとともに、各サービスの質を更に高めていくことを目的に、一部事業のサービスブランドを「LITALICO」の下に統合しました。それにともない、報告セグメント名称をWINGLE事業からLITALICOワークス事業へ、Leaf事業からLITALICOジュニア事業へとそれぞれ変更を行っております。

このような状況の下、当事業年度の当社業績は堅調に伸長し、売上高は8,729,693千円（前事業年度比20.2％増）、営業利益は669,943千円（前事業年度比19.2％増）、経常利益は650,891千円（前事業年度比21.9％増）となり、当期純利益は419,095千円（前事業年度比40.2％増）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

（イ）LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は4,310,832千円（前事業年度比6.1％増）となりました。

（ロ）LITALICOジュニア事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は3,987,288千円（前事業年度比30.0％増）となりました。

（ハ）その他

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したこと及び、インターネット事業の収益化により、当事業年度の売上高は431,572千円（前事業年度比218.3％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業の新規開設及びサービスブランドの切替対応を中心に実施しました。

これらの設備投資総額は758,570千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は運転資金や設備資金等に充当するため、金融機関からの借入により900,000千円を調達しました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成26年３月期)	第 10 期 (平成27年３月期)	第 11 期 (平成28年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　上　高（千円）	4,211,805	5,528,727	7,264,219	8,729,693
営業利益（千円）	198,680	331,787	562,065	669,943
経常利益（千円）	170,775	306,771	533,804	650,891
当期純利益（千円）	84,133	191,300	298,855	419,095
１株当たり当期純利益（円）	5.83	12.45	19.41	24.17
総　資　産（千円）	2,241,278	2,594,897	3,613,414	4,144,242
純　資　産（千円）	311,700	502,782	1,308,303	1,738,835
１株当たり純資産額（円）	20.29	32.73	79.19	100.02

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。
２．当社は、平成27年12月31日付で株式１株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年９月６日付で株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 対処すべき課題

障害福祉サービス分野における当社の今後の経営環境は、LITALICOワークス事業につきましては平成25年４月１日の障害者法定雇用率の改定（1.8%から2.0%へ）や、平成30年度より、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることで、法定雇用率が引き上げられる流れもあり、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれます。また、LITALICOジュニア事業につきましても、児童発達支援の事業所数が不足していることから、自己負担分の助成を独自に行う自治体（杉並区、墨田区、横浜市等）も増加しており、こちらも旺盛な需要が見込まれます。

そのような背景をもとに、当社では、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

① 既存の店舗サービスの全国展開

すべての事業を合わせて142ヶ所の拠点（平成29年３月31日現在）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

② 周辺ビジネス領域への事業拡大によるワンストップサービスの提供

当社では、平成27年11月まで小学生以降の発達障害児を対象とした公費事業を提供していなかったため、お客様が当社サービスを受けようとする場合は、授業料が100％自己負担となる私費事業の学習教室事業を利用する以外の選択肢を提供できておりませんでした。

しかし、私費事業のサービスはお客様の負担が比較的大きく、そのためサービスを十分に活用できないお客様もいました。そこで、児童発達支援事業を卒業した児童が継続して利用できる公費事業のサービスである、放課後等デイサービス事業を開始しました。現在、放課後等デイサービス事業は小学生向けに拡大してきておりますが、更なるお客様の要望にお応えするためにも、今後は、中学生・高校生に向けた放課後等デイサービス事業を展開してまいりたいと考えております。

以上により、児童発達支援事業(未就学児)、放課後等デイサービス事業(小学生)、放課後等デイサービス事業(中学生・高校生)、就労移行支援事業にて未就学児から成人まで継続して当社の公費事業のサービスを提供し、更に私費事業である学習教室事業やLITALICOワンダー事業等の当社の様々なサービスも併せて提供することで、お客様に対する選択肢の充実と、ワンストップサービスの提供を一層実現していきたいと考えております。

③ インターネット事業におけるプラットフォームサービスの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育て等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの声がお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるためにも、障害がある方やそのご家族、子どもを持つ親等を対象とするポータルサイト「LITALICO発達ナビ」にて、ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報やその他子育て等に関する質の高い情報を提供するとともに、子育てに関する情報メディア「Conobie」を提供しております。今後の展開としましては、お客様が、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業、LITALICOワンダー事業等の当社のサービスを中心に、数多くのサービスの中から自身

にとって最適なサービスを選択することができるプラットフォームとしての機能の提供を考えております。

また、当該ポータルサイトにて、お客様の要望に応えられる有料サービスの提供、ネットワーク広告を中心とした広告モデルの構築も考えております。

④　収益源の多角化

当事業年度の当社売上に占めるLITALICOワークス事業の割合は49.4%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるLITALICOワークス事業の売上が当社の売上構成比の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題であると認識しております。別種の法令である児童福祉法に規定され、お客様属性も異なる児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を拡大することで、収益力を維持しながらLITALICOワークス事業の売上構成比を段階的に抑える計画であります。その一方で私費事業であるLITALICOワンダー事業やインターネット事業をはじめとする新規事業類を拡大することで、更なる経営の健全化を図る次第であります。

⑤　人材採用と育成

当社事業は、その多くがお客様に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に留まらず、年齢が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。特にLITALICOジュニア事業に従事するスタッフは、同業種での経験の長い者の採用だけでは出店計画に伴う必要人員に対して不足を生じるため、適性のある新卒学生や異業種出身の人材を採用し、計画的な社内研修を実施することで育成を図ってまいります。

育成においては、研修は入社後１週間本社にて集合型研修を実施後、現場でのOJTを実施しております。また、入社後１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月、12ヶ月経過時点で現場を経験したうえでのフォローアップ研修を実施しております。更に、支援スキルの高いスタッフを各拠点、エリアに配置し、お客様の支援が困難なケースのサポートや支援スキルのスーパーバイズを

実施し、更なる支援・指導力の強化を図っております。他に、実務経験と学識の両面で多くの知見を有し、スタッフ育成を担える講師陣を社外から招聘して、外部から学ぶ機会を提供することで、専門性の更なる向上にも努めております。

このように、経験者に固執することなく、人材の採用・育成を行うことによって、拠点の展開速度に見合う質が担保された人材の確保が可能となっております。しかし、今後も引き続き人材育成環境の整備に努めてまいります。

⑥　知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児を主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという社会的認知が強いと認識しております。

しかし、当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」は、障害者と健常者に関係なく、生きづらさや、困難を抱えたすべての方を対象にして、実現したいビジョンであります。しかし、そのような社会的認知は、まだ広まっていないため、今後も引き続き、適切な知名度の向上、広告宣伝を行っていく必要があります。

なお、知名度の向上と広告宣伝の強化は、優秀な人材の採用のためにも重要な課題であると認識しております。

⑦　事業基盤の強化

(イ)提供サービスの平準化と質の向上

LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業ともに都道府県をまたぐ多店舗展開をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業毎の教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

(ロ)地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともにお客様や家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

(ハ)事業間の連携強化

未就学児を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童を対象にした放課後等デイサービス事業・学習教室事業、LITALICOワンダー事業、主に成人を対象にしたLITALICOワークス事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

⑷ **主要な事業内容**（平成29年３月31日現在）

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
LITALICOワークス事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施、就職後の定着支援
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施
LITALICOジュニア事業	発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		学習教室事業	障害福祉サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
その他	未就学児(主に年長)・小学生・中高生全般	LITALICOワンダー事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供
	発達障害の子どものご両親 子育て中のご両親 うつ病患者やうつ病を予防したい方	インターネット事業	LITALICO発達ナビ 発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト、ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供 Conobie ・主に子育て中の親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信 ・産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事の提供 U2plus うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス

⑸ 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

本　　社	東京都目黒区
LITALICOワークス事業	北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、宮崎県、沖縄県に全61営業所
LITALICOジュニア事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県に全76営業所
そ　の　他	東京都、神奈川県に全5営業所（LITALICOワンダー事業）

⑹ **使用人の状況**（平成29年３月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,198（427)名	181名増	31.9歳	2.8年

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイトを含む）は、（ ）内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

２．従業員数が前事業年度末と比較して増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

３．セグメント別の使用人の状況は以下の通りであります。

セグメントの名称	従業員数（名）
LITALICOワークス事業	505（23）
LITALICOジュニア事業	542(306)
報告セグメント計	1,047(329)
その他	62（86）
全社（共通）	89（12）
合計	1,198(427)

⑺ **主要な借入先の状況**（平成29年３月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	525,544千円
株式会社りそな銀行	364,981千円
株式会社みずほ銀行	210,779千円
株式会社横浜銀行	99,800千円
株式会社三井住友銀行	59,992千円

2．株式の状況（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 61,440,000株
⑵ **発行済株式の総数** 17,385,400株
⑶ **株主数** 2,693名
⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
長谷川　敦弥	5,568,000株	32.03%
佐藤　崇弘	3,168,000株	18.22%
穐田　誉輝	1,704,000株	9.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,354,300株	7.79%
ＬＩＴＡＬＩＣＯ従業員持株会	886,300株	5.10%
土田　扶門	468,000株	2.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	311,300株	1.79%
中俣　博之	266,100株	1.53%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	217,700株	1.25%
本郷　純	204,000株	1.17%

（注）１．自己株式は所有しておりません。
２．新株予約権行使により、発行済株式の総数は432,000株増加しております。
３．平成28年８月15日開催の取締役会決議により、平成28年９月６日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、30,720,000株増加しております。
４．平成28年８月15日開催の取締役会決議により、平成28年９月６日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は8,692,700株増加しております。

3．新株予約権等の状況（平成29年３月31日現在）

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第６回新株予約権	第７回新株予約権（注３）
発行決議日		平成27年３月27日	平成27年９月30日
新株予約権の数		14個	22個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注１）		普通株式　168,000株 （新株予約権１個につき12,000株）	普通株式　264,000株 （新株予約権１個につき12,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注１）		新株予約権１個当たり3,000,000円 （１株当たり250円）	新株予約権１個当たり3,492,000円 （１株当たり291円）
新株予約権の行使期間		平成29年４月１日から平成35年３月31日まで	平成29年10月１日から平成36年９月30日まで
主な行使条件		（注２）	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　7個 目的となる株式数　84,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　22個 目的となる株式数　264,000株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	監査役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名

（注）１．平成27年12月31日付で普通株式１株につき6,000株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。また、平成28年９月６日付で普通株式１株につき２株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

（イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

（ハ）新株予約権の行使は新株予約権１単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、１株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

３．第７回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権であります。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況

		第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		平成28年７月15日	平成29年２月14日
新株予約権の数		240個	80個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注１）		普通株式　48,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　8,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注１）		新株予約権１個当たり277,400円 （１株当たり1,387円）	新株予約権１個当たり162,200円 （１株当たり1,622円）
新株予約権の行使期間		平成30年８月１日から 平成36年７月31日まで	平成31年３月２日から 平成37年３月１日まで
主な行使条件		（注２）	（注２）
使用人への保有状況	当社使用人	新株予約権の数　240個 目的となる株式数　48,000株 保有者数　5名	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　1名

（注）１．第８回新株予約権につきましては、平成28年９月６日付で普通株式１株につき２株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

（イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

（ハ）新株予約権の行使は新株予約権１単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、１株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川　敦　弥	
取　締　役	中　俣　博　之	
取　締　役	坂　本　祥　二	経営企画部長
取　締　役	三　木　雄　信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社　代表取締役社長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役 株式会社アドウェイズ　社外取締役 サイジニア株式会社　監査役
常勤監査役	宗　司　ゆかり	
監　査　役	佐　藤　彰　一	PAC法律事務所　所長
監　査　役	樋　口　哲　朗	樋口公認会計士事務所　所長 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 社外監査役 株式会社構造計画研究所　社外監査役

（注）１．取締役三木雄信氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役佐藤彰一氏及び樋口哲朗氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役三木雄信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動は次のとおりであります。

（イ）事業年度中の役員の地位、担当等の異動

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
中　俣　博　之	取締役 インターネット 事業本部長	取　締　役	平成28年12月31日
坂　本　祥　二	取締役 経営企画本部長	取締役 経営企画部長	平成28年12月31日

（ロ）事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
土　田　扶　門	平成28年12月31日	辞任	取締役 管理本部長

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	5名	65,400千円
監　査　役	3名	15,360千円
合　計 （うち社外役員）	8名 （3名）	80,760千円 （10,200千円）

（注）1．上記には、平成28年12月31日に辞任した取締役1名分を含んでおります。
2．取締役の報酬限度額は、平成26年3月31日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議されております。
3．監査役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。
4．取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査役については、監査役の協議にて決めております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	三木雄信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社　代表取締役社長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役 株式会社アドウェイズ　社外取締役 サイジニア株式会社　監査役	特別な関係はありません。
監査役	佐藤彰一	PAC法律事務所　所長	特別な関係はありません。
監査役	樋口哲朗	樋口公認会計士事務所　所長 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 社外監査役 株式会社構造計画研究所　社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　三木雄信	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。主に、企業経営、経営戦略に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
監査役　佐藤彰一	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会13回のすべてに出席しました。主に、障害福祉分野で豊富な経験を有する弁護士としての専門的見地から法令遵守や提供サービスの質について助言や提言を行っています。
監査役　樋口哲朗	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会13回のすべてに出席しました。公認会計士としての豊富な知識及び経験に基づく幅広い見地から適宜必要な発言を行い、また経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言や提言を行っています。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

⑴ 名称　　新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会にて報告します。

⑷ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

① 処分対象
新日本有限責任監査法人

② 処分内容
契約の新規締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

③ 処分理由
（イ）他社の財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
（ロ）同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議を行っております。その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンスの遵守及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（イ）会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査役が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制をとっている。

（ロ）代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長に報告されている。

（ハ）経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】　「世界を変え、社員を幸せに」

「世界を変える」
すべての人の可能性が最大に拡がる社会の仕組みを築くとともに
世界が誇れる文化を創出する
「社員を幸せにする」
社員を幸せにすることが関わる人の幸せにつながる
人間性を重視し、自主性を尊重した自由闊達な風土を築く

【ビジョン】　「障害のない社会をつくる」

（ニ）就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。

（ホ）市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。

（ロ）機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役や監査役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社は法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に１回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討している。

また、法務部門管掌取締役が全社的なリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。

（ロ）リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。

（ハ）内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。

（ニ）個人情報保護の取組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取扱いを推進、強化している。

（ホ）情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの強化施策を推進している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行の状況を監督している。

（ロ）取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

（ハ）取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。

（ニ）業務の効率化を実現するため、その時々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
（ホ）日常の職務の執行に際しては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査役より指示を受けた前号の使用人について、その指示に関して取締役及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令を受けない。
（ロ）同使用人の人事評価や人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（イ）著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、取締役及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
（ロ）監査役はその職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
（ハ）監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
（ニ）公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査役に報告される。
（ホ）内部監査部門は監査役に対し、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について定期的に報告を行う。
（ヘ）監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

（ロ）監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。

（ハ）監査役は、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができ、意見を述べることができる。

（ニ）監査役は、会計監査人との十分な連携を図る。

（ホ）監査役は、内部監査部門に監査の協力を求めることができる。内部監査部門は、監査役による効率的な監査に協力する。

（ヘ）監査役は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

⑩　財務報告の適正を確保するための体制

代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、業務執行取締役から構成される経営会議、部門長以上で構成される重要な業務執行について報告・協議を行う会議等を定期的に開催しております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や、営業拠点の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的に情報交換を行うこと等で、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が、当社のすべての営業拠点や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス・リスク管理について

（イ）リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

（ロ）社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、すべての役職員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しております。

（ハ）プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っており、更新審査をクリアしております。

（ニ）情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。

（ホ）すべての取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。

（ヘ）BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、内部留保充実の観点から、期末配当を無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設等のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

（注）本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,171,773**	**流動負債**	**1,427,522**
現金及び預金	627,682	１年内返済予定の長期借入金	361,159
売掛金	1,357,559	リース債務	25,875
貯蔵品	4,932	未払金	346,239
前渡金	10,737	未払費用	409,014
前払費用	108,778	未払法人税等	126,817
繰延税金資産	12,029	預り金	114,415
未収入金	48,970	前受収益	1,664
その他	2,155	その他	42,335
貸倒引当金	△1,072	**固定負債**	**977,884**
固定資産	**1,972,469**	長期借入金	899,937
有形固定資産	**1,353,179**	リース債務	24,596
建物附属設備	1,011,926	長期未払金	53,350
工具、器具及び備品	729,164	**負債合計**	**2,405,406**
減価償却累計額	△387,911	（純資産の部）	
無形固定資産	**97,037**	**株主資本**	**1,735,907**
ソフトウエア	97,037	**資本金**	**334,268**
投資その他の資産	**522,252**	**資本剰余金**	**293,268**
投資有価証券	11,667	資本準備金	293,268
出資金	20	**利益剰余金**	**1,108,371**
長期前払費用	60,451	その他利益剰余金	1,108,371
長期貸付金	321	繰越利益剰余金	1,108,371
敷金及び保証金	405,386	**評価・換算差額等**	**618**
繰延税金資産	44,404	その他有価証券評価差額金	618
		新株予約権	**2,310**
		純資産合計	**1,738,835**
資産合計	**4,144,242**	**負債純資産合計**	**4,144,242**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,729,693**
売上原価		**5,383,453**
売上総利益		**3,346,240**
販売費及び一般管理費		**2,676,296**
営業利益		**669,943**
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	2	
助成金収入	15,553	
その他	4,613	**20,185**
営業外費用		
支払利息	13,615	
支払手数料	4,536	
解約違約金	20,721	
その他	363	**39,237**
経常利益		**650,891**
特別損失		
固定資産除却損	36,856	
減損損失	5,797	**42,653**
税引前当期純利益		**608,237**
法人税、住民税及び事業税	192,758	
法人税等調整額	△3,615	189,142
当期純利益		**419,095**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	329,687	288,687	288,687	689,275	689,275	1,307,649
当期変動額						
新株の発行	4,581	4,581	4,581			9,162
当期純利益				419,095	419,095	419,095
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4,581	4,581	4,581	419,095	419,095	428,257
当期末残高	334,268	293,268	293,268	1,108,371	1,108,371	1,735,907

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	653	653	－	1,308,303
当期変動額				
新株の発行				9,162
当期純利益				419,095
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△35	△35	2,310	2,275
当期変動額合計	△35	△35	2,310	430,532
当期末残高	618	618	2,310	1,738,835

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法を採用しております。

⑶　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑷　固定資産の減価償却の方法

ａ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具、器具及び備品　　３～15年

ｂ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

ｃ．リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑸ 引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑹ ヘッジ会計の方法

a．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジによっております。 なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。
b．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金
c．ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
d．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑺ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　17,385,400株

⑵ 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

⑶ 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　512,000株

3．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,414千円
未払事業所税	2,615千円
減価償却超過額	4,105千円
繰延消費税	13,071千円
減損損失	1,976千円
商標権	11,542千円
敷金償却否認額	10,106千円
貸倒引当金繰入超過額	328千円
投資有価証券評価損	1,531千円
その他	2,014千円
繰延税金資産合計	56,707千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△272千円
繰延税金負債合計	△272千円
繰延税金資産の純額	56,434千円

4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

ａ．金融商品に対する取組方針

当社は主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

ｂ．金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、１．重要な会計方針に係る事項に関する注記「⑹ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

c．金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

d．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	627,682千円	627,682千円	－千円
⑵　売掛金	1,357,559	1,357,559	－
⑶　敷金及び保証金	405,386	385,243	△20,143
資産計	2,390,627	2,370,484	△20,143
⑴　未払金	346,239	346,699	459
⑵　未払法人税等	126,817	126,817	－
⑶　長期借入金(*)	1,261,096	1,263,284	2,188
⑷　リース債務(*)	50,471	50,766	294
⑸　長期未払金	53,350	53,623	272
負債計	1,837,975	1,841,191	3,215
デリバティブ取引	－	－	－

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴現金及び預金、⑵売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴未払金、⑶長期借入金、⑷リース債務、⑸長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

⑵未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式　　11,667千円

５．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　　100円02銭

⑵　１株当たりの当期純利益　　24円17銭

（注）当社は、平成28年９月６日付で株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

株式会社LITALICO

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岸　　洋　平　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫛　田　達　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社LITALICOの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

株式会社LITALICO　監査役会

常勤監査役　宗　司　ゆかり　㊞

社外監査役　佐　藤　彰　一　㊞

社外監査役　樋　口　哲　朗　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。当社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」が監査・監督を行うことにより、取締役会の監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

また、上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（機関の設置） 第５条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人 （株式取扱規程） 第９条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	（機関の設置） 第５条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人 （株式取扱規程） 第９条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主名簿管理人） 第10条 （条文省略） ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３．（条文省略）	（株主名簿管理人） 第10条 （現行どおり） ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。 ３．（現行どおり）
（招集権者及び議長） 第13条 （条文省略） ２．社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第13条 （現行どおり） ２．社長に事故があるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役は１０名以内とする。 （新設）	（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１０名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（取締役の選任の方法） 第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。 ２．（条文省略）	（取締役の選任の方法） 第18条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。 ２．（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第19条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集及び議長） 第20条 （条文省略） ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集及び議長） 第20条 （現行どおり） ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	３．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（役付取締役） 第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第21条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第23条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第24条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（取締役の報酬等） 第25条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議等の省略） 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議等の省略） 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
２．取締役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。	２．取締役が、取締役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第27条 当会社の監査役は４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任の方法） 第28条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第29条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残任期間と同一とする。	（削除）
（常勤の監査役） 第30条 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集） 第31条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮し、また監査役全員の同意あるときは、招集手続きを経ずに監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第32条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第33条 当会社の監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第34条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ２．当会社は会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集） 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第35条　～　第36条　（条文省略）	第30条　～　第31条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（会計監査人の報酬等） 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第38条　～　第41条　（条文省略）	第33条　～　第36条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置） １．当会社は、第１２期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第１２期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第３４条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（４名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたします。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	長谷川　敦弥（はせがわ　あつみ） （昭和60年２月11日）	平成20年５月　当社入社 平成20年９月　当社営業部長 平成21年８月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年４月　当社事業開発本部長 平成23年４月　当社発達障害児支援事業本部長 平成26年８月　当社事業本部長	5,218,000株
2	中俣　博之（なかまた　ひろゆき） （昭和59年10月３日）	平成20年４月　株式会社　ディー・エヌ・エー入社 平成26年４月　同社ゲーム開発部部長 平成26年７月　当社入社 平成26年８月　当社社長室長 平成26年10月　当社取締役（現任） 当社経営戦略本部長 平成27年７月　当社インターネット事業部長 平成28年８月　当社インターネット事業本部長	206,100株
3	坂本　祥二（さかもと　しょうじ） （昭和60年12月４日）	平成21年４月　モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成25年９月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成27年３月　当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長（現任） 平成27年10月　当社取締役（現任） 平成28年１月　当社経営企画本部長	51,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．(1) 長谷川敦弥氏を取締役候補者とした理由は、当社事業に精通しており、平成21年８月より当社代表取締役社長として、新規事業の立ち上げや、事業

全般を統括してまいりました。また、企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

(2) 中俣博之氏を取締役候補者とした理由は、インターネット業界に精通しており、入社以来社長室、経営戦略部門及びインターネット事業部門の責任者を歴任しております。これらの経験及び実績を当社の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(3) 坂本祥二氏を取締役候補者とした理由は、入社以来経営企画部門及びIR部門の責任者であり、当社成長戦略の立案、推進のほか、当社管理部門の中核を担っており、当社経営に貢献することが期待できることから取締役候補者といたしました。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたします。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者井上雅彦氏につきましては、当社の取締役兼業について鳥取大学学長の許可を受けることが必要であります。

同氏は、本議案の承認可決に加え、平成29年７月31日までに同大学学長より許可を受けることを条件として、就任するものとします。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ そうし　ゆかり 宗司　ゆかり （昭和46年８月９日）	平成６年４月　出光興産株式会社入社 平成12年11月　有限会社エリカインターナショナル入社 平成16年９月　株式会社コムスン入社 平成20年１月　グッドウィル・グループ株式会社（現 テクノプロ・ホールディングス株式会社）転籍 平成22年８月　当社入社 平成24年４月　当社内部監査室長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	－

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	※ ひらのまさお 平野正雄 (昭和30年8月3日)	昭和55年４月　日揮株式会社入社 昭和62年11月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 平成５年７月　同社パートナー 平成10年７月　同社ディレクター・日本支社長 平成19年11月　カーライル・ジャパン・エルエルシー　マネージングディレクター・日本共同代表 平成24年１月　株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長（現任） 平成24年４月　早稲田大学商学学術院　教授（現任） 平成27年５月　デクセリアルズ株式会社　社外取締役（現任） 平成28年８月　株式会社ロコンド　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エム・アンド・アイ　代表取締役社長 早稲田大学商学学術院　教授 デクセリアルズ株式会社　社外取締役 株式会社ロコンド　社外取締役	－

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ 穐田誉輝 (昭和44年4月29日)	平成５年４月　株式会社日本合同ファイナンス（現 株式会社ジャフコ）入社 平成８年４月　株式会社ジャック（現 株式会社カーチスホールディングス）入社 平成11年９月　株式会社アイシーピー　代表取締役 平成12年５月　株式会社カカクコム　取締役 平成13年12月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社取締役相談役 平成19年７月　クックパッド株式会社　取締役 平成24年５月　同社代表執行役 平成26年10月　当社取締役 平成27年７月　株式会社みんなのウェディング　取締役会長（現任） 平成27年12月　株式会社リアルワールド　社外取締役（現任） 平成28年３月　クックパッド株式会社　取締役兼執行役 平成29年１月　同社取締役 平成29年３月　株式会社オウチーノ　取締役会長（現任） 平成29年４月　株式会社トクバイ　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社みんなのウェディング　取締役会長 株式会社リアルワールド　社外取締役 株式会社オウチーノ　取締役会長 株式会社トクバイ　代表取締役	1,704,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ いのうえ まさひこ 井上 雅彦 (昭和40年11月22日)	平成４年10月　兵庫教育大学　学校教育学部附属障害児教育実践センター　助手 平成11年４月　兵庫教育大学　学校教育学部附属発達心理臨床研究センター　助教授 平成17年４月　兵庫教育大学大学院　学校教育研究科　臨床健康教育系　准教授 平成20年４月　鳥取大学大学院　医学系研究科　教授(現任) (重要な兼職の状況) 鳥取大学大学院　医学系研究科　教授	－

(注) 1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．宗司ゆかり氏と当社、また平野正雄氏と当社との間には、それぞれ特別の利害関係はありません。
3．穐田誉輝氏は当社株式を1,704,000株保有しておりますが、当社は同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。
4．当社は井上雅彦氏と平成25年11月よりアドバイザーとしての契約を締結しておりますが、同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。
5．平野正雄氏、穐田誉輝氏及び井上雅彦氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して３氏を独立役員として届け出る予定であります。
6．(1) 宗司ゆかり氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、入社以来事業部門、管理部門及び内部監査部門に携わり、平成25年６月より当社常勤監査役として監査業務に従事し、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。
(2) 平野正雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授として豊富な経験と高い見識等を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役候補者といたしました。
(3) 穐田誉輝氏は、平成26年10月から平成27年12月まで当社の社外取締役であり、当社事業に知見があります。同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者及び投資家として豊富な経験と高い見識等を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役候補者といたしました。
(4) 井上雅彦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、当社の事業領域である障害福祉分野で豊富な経験と高い見識を有する大学教授とし

て専門的見地を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

7．井上雅彦氏につきましては、当社の取締役兼業について鳥取大学へ許可申請中であるため、平成29年６月５日現在、就任の承諾を得ておりません。

8．当社と平野正雄氏及び穐田誉輝氏との間では、本議案が承認可決された場合に、また当社と井上雅彦氏の間では、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

現在の取締役の報酬額は、平成26年３月31日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、引き続き年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は４名ですが、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を決定するものであります。監査等委員である取締役の報酬額は昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名（就任の条件が付されている候補者１名を含む。）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町一丁目７番
FMセンター２F　TOKYO FMホール
電話　(03)－3221－0080



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」１番出口より徒歩２分
　　東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」３ｂ出口より徒歩３分
　　東京メトロ有楽町線「麹 町 駅」１番出口より徒歩７分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいますよう
　お願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。